

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市福祉局障がい福祉課長
福岡市子ども未来局子ども発達支援課長

福祉・介護職員等ベースアップ等加算の届出について（通知）

平素より、福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 10 月の障がい福祉サービス等報酬改定において、令和 4 年 2 月から 9 月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されることとなりました。

つきましては、当該加算を算定する事業者は、下記のとおり計画書等を提出いただきますようお願いいたします。

なお、届出の提出に当たっては、別紙「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 4 年 7 月 22 日付障障発 0722 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）などの内容をご確認ください。

記

1 提出期限

令和 4 年 8 月 31 日（水曜日）【必着】

※期限までに届出がない場合は令和 4 年 10 月からのベースアップ等加算の算定はできません。
※11 月以降の算定を希望する場合は、算定希望月の前々月の末日までに計画書等を提出してください。

2 提出書類

- (1) 変更に係る届出書（別紙様式 4）
- (2) 【別紙様式 2-1】障害福祉サービス等処遇改善計画書
- (3) 【別紙様式 2-4】福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）

※上記（2）と（3）は Excel のブックのまま提出してください。

※様式については、福岡市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/hukusiikaigogyokuintohenosyogukaizennituite.html>

3 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に計画書データを送信してください。

※計画書データは、必ず Excel 形式のままメール添付し、送信してください。

① 令和4年度に処遇改善加算を既に取得済みであり、令和4年10月から新たに取得する加算がベースアップ等加算のみを取得する場合

<提出専用メールアドレス>

- 障がい福祉サービスのみを実施している事業者
- 障がい福祉サービスと障がい児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者

sbbb@aso-education.co.jp

- 障がい児通所支援・入所支援のみを実施している事業者

syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

<提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】 処遇改善計画書 (障がい)

<メール件名>

【(法人名または事業所名)】 処遇改善計画書について (障がい)

<本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先 (電話番号) を記載すること。

<上記●に該当する事業者への注意事項について>

※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。

※ 当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しませんのでご了承ください。

※ 件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けませんので、ご了承ください。

② ①以外の処遇改善加算等を取得する場合

(例えば、令和4年10月に新規または追加で特定加算のみを申請する場合、令和4年11月以降にベースアップ等加算のみを取得する場合)

<提出専用メールアドレス>

- 障がい福祉サービスのみを実施している事業者
- 障がい福祉サービスと障がい児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者

shogai-shogu@city.fukuoka.lg.jp

担当： 福祉局 障がい福祉課

- 障がい児通所支援・入所支援のみを実施している事業者

syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

担当： こども未来局 こども発達支援課

4 留意事項

- (1) ベースアップ等加算については、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とされています。
- (2) ベースアップ等加算の要件は、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること、処遇改善加算を算定していることです。
- (3) 別紙様式2-1の1基本情報【本計画書で提出する加算】には、ベースアップ等加算に○、その他の加算は×を記入してください。×を付けることによりグレーになる記入欄については、記入不要です。（※令和4年度に処遇改善加算・特定加算を既に取得済みであり、令和4年10月から新たに取得する加算がベースアップ等加算のみを取得する場合）

5 参考（厚生労働省通知）

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
- (2) 新旧対照表

お問い合わせ・提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課

電話番号：711-4249 担当：永田、樋口、立花
福岡市こども未来局こども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：坂田、小西